

三中だより

令和4年度 11月号



令和4年11月11日発行
荒川区立第三中学校
(学校通信 No. 11)
校長 小柴 憲一

「行事」により様々な性質やねらいがあります

先月開催された輝汐祭では、それぞれのクラスが合唱の成果を披露するとともに、各参加団体による学習成果の報告や日常的な活動の成果の発表が行われました。

保護者の皆様には、当日の発表を配信によりご覧いただきましたが、輝汐祭の真の教育的効果は当日に至るまでの過程にありました。

例えば、合唱コンクールについては、最初はあまりやる気になれない子や、歌うことが苦手な消極的な子など様々な空気が漂う中でクラスの思いをひとつにすることは大変なことだったと思います。また、初めての合唱コンクールということもあり、過去の先輩はどれだけの完成度だったのか、どれだけの練習への力の入れ具合だったのかが分からない状況、すなわち目標とするイメージがない状況で手探りのクラス練習だったと思います。

しかし、クラス練習が始まって1週間近く経つと、様子は変わってきました。

あるクラスでは、伴奏者の周りに1つのパートだけが集まって、伴奏者のアドバイスやパートリーダーの「～しようよ」という前向きで建設的なかけ声が聞こえてきました。また、あるクラスではパートリーダーの指導力により廊下と教室の前後にそれぞれのパートが集まって、パートごとに声をそろえる具体的な目標をもった練習も見られました。さらに、あるクラスでは全パートの合わせ練習をしたあとに、指揮者や合唱コンクール実行委員から楽譜に沿った表現をするための指示があり、クラスが「はい！」と言ってもう1度やり直しをする光景を見ることもできました。



教育活動の指針となっている、文部科学省が定めた学習指導要領には「特別活動」という領域があり、その中は「学級活動」「生徒会活動」「学校行事」の3つに分かれています。そのうちの「学校行事」の目標に「全校又は学年の生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への帰属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら・・・」とあります。

子どもたちは、「初めての合唱コンクール」という高い壁を突きつけられた中で、まさに集団への帰属感や連帯感を深めていき、この目標に迫っていったと言えます。また各参加団体も「全校又は学年の生徒で協力し」「よりよい学校生活を築くため」に、計画を練り直したり発表の工夫をしたりして当日を迎えていました。

つまり、当日を迎えるに当たって、子どもたちはすでにこの「学校行事」の目標を達成していたのです。

発表や報告などの成果の質には課題が残ったかもしれませんが、それが来年度の輝汐祭を迎えたときの励みになり、目的となって再び「学校行事」の目標をクリアしていくこととなります。

輝汐祭は学習指導要領の「特別活動」⇒「学校行事」として十分な成果を収めたとともに、私たち教員はそのような評価の観点で一人一人の子どもたちを見ています。

一方、11月5日(土)に開催された「校内ハローワーク」は、一般的に「行事」とは言いますが、先に記載した学習指導要領の「学校行事」の目標には向かっていないことが分かります。

一人の子どもは、時間で区切って3人の職業人から話しを聞くため、事前にそれぞれの職業について調べて、「質問したいことを準備する」という事前学習をしていました。そして、校内ハローワーク当日、それぞれの職業人から「職業の内容」「その職に就くために必要なこと」「職業を続けていてつらいことや報われること」などの話を聞き、解決できていない質問事項について質問することにより、学ぶことと働くことの意義を理解したり、社会生活を営む上で必要なマナーやルールを学んだり、働くこ

とや社会に貢献することを考えたりしました。

これらの学習は、学習指導要領上は「特別活動」の中の「学級活動」の中の「一人一人のキャリア形成と自己実現」に当たります。つまり、クラスの子どもたちがクラスから離れてそれぞれが職業人からの話を聞いてくるといふ「学級活動」を実施したということになります。

3年間校内ハローワークを経験すると、延べ9人の職業人から話を聞いたり質問したりすることができるとともに、1年から3年へと成長するそれぞれの発達段階で、違った社会的・職業的視点から参加できるため、「学級活動」としての教育的効果は子どもたちにとっては年々向上していくことになります。

学校の教育活動で一般的に「行事」と言われているものでも、その性質により学習指導要領上の「学校行事」に位置付けられているかどうかは異なります。本校では「おもしろ探求授業」という行事がありますが、これもその目的から「学校行事」ではなく、また「特別活動」でもない「総合的な学習の時間」となります。

ちなみに、「学校行事」の中は5つに別れており、①入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式・離任式などの「儀式的行事」、②輝夕祭などの「文化的行事」、③防災訓練・運動会などの「健康安全・体育的行事」、④移動教室・修学旅行などの「旅行・集団宿泊的行事」、⑤勤労留学・ゴミゼロ作戦などの「勤労生産・奉仕的行事」となっています。



お子さんの発達に関するお悩みは遠慮なくご相談を

お子さんの発達はその子によって異なります。特に認知面に偏りがある場合などは、保護者の方がお悩みになるとともに、お子さん自身が困り感を抱いています。これは、保護者の方の育て方の問題ではなく、保護者の方が責任を感じる問題でもありません。

本校には平野スクールカウンセラー、真澄心理専門相談員、塚本巡回心理士、吉田スクールソーシャルワーカーなど、お子さんの心理面のアセスメントや専門機関への橋渡しをする専門家や、環境改善のために地域資源を活用する専門家などがおり、それぞれが連携し合っています。

通常学級の場合、①「明日のこの授業ではこうしてほしい」「今日の〇時間目の授業でこれをさせないでほしい」などの、日々の対応へのご要望に応えることは困難です。また、②「〇〇の教科の授業で・・・をしてほしい」あるいは「・・・させないでほしい」などの個別具体的な対応は、どのような根本的改善をねらっているのかという合理的配慮の説明責任を果たす根拠がないため対応には躊躇します。したがって、例えば「発表することに過度な困り感を感じている」という一般的課題のお申し出があったり学校における観察結果があれば、専門家の助言を踏まえ学校として対応を検討することができますし、保護者の方やお子さん本人が専門家の方と面談をすることで焦りがなくなったり、孤独感がなくなったり、専門機関を訪問するというハードルが低くなったりします。大切なことは、お子さんが「どのようなときにどのような困り感を感じているのか」という視点に立って保護者の方と学校内の関係教職員が面談をして、個別指導計画などを作成していくことにあります。

是非、お子さんの根本的な課題を改善させていくことを目的として、学校までご相談下さい。

主任児童委員の支援を受けてみませんか －民生委員・児童委員・主任児童委員の違い－

民生委員さん、児童委員さん、主任児童委員さん、あるいは民生児童委員さんなど、よく聞く役職だと思いますが、これらの違いは意外と知られていないものです。

これらを理解し、必要に応じて支援を求めるためには、①民生委員⇒②児童委員⇒③民生児童委員⇒④主任児童委員の順に理解した方が分かりやすいと思います。

まず、民生委員とは民生委員法という法律があり、その法律に基づいて市区町村から都道府県知

事へ推薦され、都道府県知事から厚生労働大臣に推薦され、最終的に厚生労働大臣から委嘱を受けた方々です。よく、「区の職員」と誤解されている方がいるようですが、身分は非常勤の地方公務員で特別職となります。そして給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。また、職務は民生委員法の中で以下のように定められています。

- | |
|--|
| 一 住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておくこと。
二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
四 社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又はまたは活動を支援すること。
五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所(福祉事務所)その他の関係行政機関の業務に協力すること。 |
|--|

この条文から、主に生活に困窮している方、ご高齢の方、障がいのある方などが対象となるように感じられます。

次に、児童委員です。

児童委員は児童福祉法に「民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。」と定められており、民生委員になられた方は自動的に児童委員も兼任するということとなります。そして、職務は児童福祉法の中で以下のように定められています。

- | |
|---|
| 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。 |
|---|

※ 児童福祉法で言う「児童」とは18歳に満たない者をいい、年齢によって乳児・幼児・少年に分けられています。

※ 児童福祉法で言う「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後1年以内の方のことを指します。

この条文から、主に18歳未満の子ども、妊娠中もしくは出産後1年未満のお母さんが対象となるように感じられます。

さて、厚生労働大臣から民生委員に委嘱されると同時に児童委員も兼任することから、表記上は「民生委員・児童委員」としたり「民生・児童委員」と2つの職をつなげたりすることが多く、その結果「民生児童委員」という1つの職と誤解してしまうことが多いようです。異なる法律を根拠にした2つの職務を兼任しているということは理解しておく必要があるようです。

最後に、主任児童委員ですが、こちらは比較的歴史が浅いのです。

平成5年3月31日に当時の厚生省が各都道府県知事に発出した「主任児童委員の設置について」の中で、「近年の出生率の継続的な低下等に伴い、『健やかに子どもを産み育てる環境づくり』が社会全体の課題となっているなかで、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を行う者である児童委員への期待が高まっている。したがって、児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員を新たに設置し、従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図るものである。」と明記されており、平成6年1月から主任児童委員が設置されるようになりました。

主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣が指名します。つまり主任児童委員は、ももとは民生委員であり、児童委員を兼務した上で、さらに児童や妊産婦を専門とする主任児童委員に指名されているということになります。

さて荒川区では、「日暮里地区」「町屋地区」「荒川地区」「東尾久地区」「西尾久地区」「南千住東地区」「南千住西地区」の7つの地区に分かれており、第三中学校は「南千住東地区」に所属しております。この地区の担当主任児童委員さんは、

松熊貴代様

梶田陽子様

の2名です。

また、荒川区の主任児童委員さん方は、これまで以下のような役割を担ってきました。

- 不登校児の登校支援
- 育児不安のある親御さんの話し相手
- 地域の子育て資源への橋渡し
- 一人親家庭の日常的な見守り
- 地域の子ども食堂への付き添い
- 地域の警察(生活安全課)への橋渡し
- 地域の学校への橋渡し
- スクールカウンセラーと連携しお子さんの問題に向き合う
- たんぽぽセンターや保健所への相談等の付き添い

本校の保護者の方々の中にも、お子さんのことでお悩みになっている方は多いと思いますが、「家庭内では解決できそうにない」「誰かの力を借りたいけど自分からは動く時間もあてもない」など深くお悩みの方々もいらっしゃると思います。最も避けなければならないのは、「一人だけで抱える」ということです。

そのようなとき、主任児童委員さんに「何について悩んでいるのか」「何に困っているのか」から話してみたいかがでしょうか。きっと力になって下さることと思います。主任児童委員は守秘義務がありますので、どんなことでも相談できます。

2ページの「発達に関する悩み」同様に、主任児童委員さんに話してみたいと思われた方は学校までご連絡ください。担任・学年主任・スクールカウンセラー等の教職員から校長まで連絡がきますので、校長より主任児童委員さんに当該の保護者の方を紹介し、つなげてまいります。

お知らせ

- 令和4年度明るい選挙ポスターコンクールにおいて以下の成績を収めました。

荒川区入選 山西 純世(1年)、加島 彩花(1年)、澁谷 厚ノ輔(1年)、
大橋 由菜(2年)、高橋 諒多(2年)

荒川区佳作 中村 嵩(1年)、丸山 莉子(1年)

- 令和4年度荒川区文化祭・俳句展において以下の成績を収めました。

賞	名前(学年)	句
佳作	黒澤 永琉(2年)	手をあげろ想いをこめし水鉄砲
佳作	小林 慧悟(3年)	火の種が落ちるせつなに夏が終わる
佳作	中村 悠二(3年)	原爆忌多くの犠牲水の跡

- 荒川区秋季新人大会バドミントンの部で以下の成績を収めました。

女子シングルス 第1位 中條 珠妃(2年)

女子ダブルス 第3位 川崎 結衣(2年)・竹田 春菜(2年)

- 10月27日(木)～11月1日(火)に開催された第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」(栃木県開催)「フライングディスク競技」に以下の選手が東京都選手団として出場しました。
大貫 歩佳(3年)

- 中学生の「税の標語」において以下の成績を収めました。

賞	名前(学年)	標語
荒川区長賞	米田 実乎(3年)	考えよう 税の用途と必要性 納税しよう 広がる未来
荒川関税会会長賞	小口 颯士郎(3年)	消費税 あなたの支える 10% みんなの笑顔は100%

- 三中だよりNo. 10で紹介した「税についての作文」で上部団体上申中だった作品が以下の成績を収め、11月16日の授賞式では、区内代表生徒として朗読をすることとなりました。

年	氏名	作品名	受賞内容
3	元木 夏美	税の捉え方	東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞

※なお、第三中学校が「学校賞」を受賞しました。